議案第９４号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

安中市長　岩　井　　均

記

１　放棄する権利　　遺言者の相続財産について遺贈を受ける権利

２　遺　言　者　　略

３　放棄する理由　　全財産を本市に寄附する旨の遺言について、遺言者の権利及び義務を負担する包括遺贈であり、遺言者の債務関係を把握することが困難であるなど、将来にわたり負担が生じるおそれがあるため、当該権利を放棄するものである。